

令和5年9月

伊那市議会定例会議案書

令和5年8月25日

令和5年9月伊那市議会定例会議案目次

議案第1号	市道路線の認定について……………	3
議案第2号	市道路線の廃止について……………	4
議案第3号	伊那市林業振興施設条例の一部を改正する条例……………	5
議案第4号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	7
議案第5号	令和4年度伊那市一般会計歳入歳出決算認定について……………	10
議案第6号	令和4年度伊那市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について…	11
議案第7号	令和4年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算認 定について……………	12
議案第8号	令和4年度伊那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい て……………	13
議案第9号	令和4年度伊那市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について…………	14
議案第10号	令和4年度伊那市営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について…	15
議案第11号	令和4年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計歳入歳出決算認定 について……………	16
議案第12号	令和4年度伊那市藤沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について……	17
議案第13号	令和4年度伊那市北原財産区特別会計歳入歳出決算認定について……	18
議案第14号	令和4年度伊那市長藤財産区特別会計歳入歳出決算認定について……	19
議案第15号	令和4年度伊那市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認 定について……………	20
議案第16号	令和4年度伊那市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算 認定について……………	21
議案第17号	令和4年度伊那市自動車運送事業会計決算認定について……………	22
議案第18号	令和5年度伊那市一般会計第5回補正予算について……………	23
議案第19号	令和5年度伊那市国民健康保険特別会計第1回補正予算について……	24
議案第20号	令和5年度伊那市介護保険特別会計第1回補正予算について…………	25
議案第21号	令和5年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第3回補正予算に ついて……………	26
議案第22号	令和5年度伊那市北原財産区特別会計第1回補正予算について……	27

市道路線の認定について

下記のとおり市道路線の認定を行いたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

認定路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
I-2537	日影28号線	日影 768番2先	日影 768番5先		メートル 46.5	メートル 6.0

令和5年8月25日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

上記の路線は、宅地造成により整備された道路であり、市民の日常生活に特に重要であるので、提案するものであります。

市道路線の廃止について

下記のとおり市道路線の廃止を行いたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

記

廃止路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
I-7370	大萱団地6号線	西箕輪 7200番34先	西箕輪 7200番34先		メートル 90.1	メートル 2.8～3.2

令和5年8月25日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

上記の路線は、市営住宅大萱団地の整備に伴い、路線を整理するため、提案するものであります。

伊那市林業振興施設条例の一部を改正する条例

伊那市林業振興施設条例（平成 18 年伊那市条例第 250 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表を削り、同条に次のように加える。

名称 協業活動拠点施設

位置 伊那市長谷非持 1399 番地 1

第 11 条及び第 12 条を削る。

第 13 条第 1 項中「長谷山村広場施設」を「林業振興施設」に改め、同条を第 11 条とする。

第 14 条を第 12 条とし、第 15 条を第 13 条とし、第 16 条を第 14 条とする。

第 17 条を第 18 条とし、同条の前に次の 3 条を加える。

（市長による管理）

第 15 条 第 3 条の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、林業振興施設の管理を自ら行うことができる。

2 前項の規定により市長が林業振興施設の管理を行う場合における第 5 条から第 8 条まで、第 10 条及び別表の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 条	指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て	市長は、必要があると認めるときは
第 6 条から第 8 条まで及び第 10 条	指定管理者	市長
別表	（第 11 条関係）	（第 16 条関係）
別表	利用料金	使用料

（使用料）

第 16 条 第 11 条の規定にかかわらず、市長が管理する林業振興施設の利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第17条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表中「(第11条、第13条関係)」を「(第11条関係)」に、「(1) 協業活動拠点施設使用料」を「協業活動拠点施設利用料金」に改め、別表(2)の表を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年8月25日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

長谷山村広場施設を廃止するため、提案するものであります。

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

氏 名	生 年 月 日	住 所	備考
丸山 勝治	昭和 31 年 3 月 5 日	長野県伊那市西春近 6 9 3 5 番地 4	新任
西村 貢一	昭和 31 年 11 月 6 日	長野県伊那市長谷中尾 9 4 7 番地	新任

令和 5 年 8 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

浦野博委員及び中山俊博委員が令和 5 年 12 月 31 日をもって任期満了となることに伴い、上記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、提案するものであります。

なお、委員の任期は 3 年、略歴は別紙のとおりであります。

略 歴

まる やま かつ じ
丸 山 勝 治

昭和 3 1 年 3 月 5 日 生 (満 6 7 歳)

本 籍 長 野 県 伊 那 市 西 春 近 6 9 3 5 番 地 4

住 所 長 野 県 伊 那 市 西 春 近 6 9 3 5 番 地 4

最 終 学 歴

昭 和 5 4 年 3 月 日 本 獣 医 畜 産 大 学 畜 産 学 科 卒 業

職 歴

自 昭 和 5 4 年 4 月
至 昭 和 5 9 年 7 月 株 式 会 社 長 野 中 央 市 場

自 昭 和 5 9 年 1 1 月
至 昭 和 6 0 年 3 月 大 信 畜 産 工 業 株 式 会 社

自 昭 和 6 1 年 2 月
至 令 和 4 年 2 月 伊 那 食 品 工 業 株 式 会 社

公 職 歴

自 平 成 2 8 年 4 月
至 現 在 長 野 県 食 品 衛 生 推 進 員

略 歴

にし むら こう いち
西 村 貢 一

昭和31年11月6日生（満66歳）

本 籍 長野県伊那市長谷中尾947番地

住 所 長野県伊那市長谷中尾947番地

最 終 学 歴

昭和50年 3月 長野県上伊那農業高等学校卒業

職 歴

自	昭和51年	4月	伊那市職員
至	平成29年	3月	
自	平成29年	4月	伊那市再任用職員
至	令和4年	3月	
自	令和4年	4月	伊那市会計年度任用職員
至	現	在	

公 職 歴

自	令和5年	4月	中尾区長
至	現	在	

令和4年度伊那市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度伊那市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月25日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和4年度伊那市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度伊那市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月25日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和4年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月25日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和 4 年度伊那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度伊那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和4年度伊那市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度伊那市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月25日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和4年度伊那市営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度伊那市営駐車場事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月25日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和 4 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 4 年度伊那市藤沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度伊那市藤沢財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 4 年度伊那市北原財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度伊那市北原財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 4 年度伊那市長藤財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度伊那市長藤財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和4年度伊那市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和4年度伊那市水道事業会計未処分利益剰余金307,297,880円のうち73,107,650円を自己資本金に組み入れ、234,190,230円を減債積立金に積み立てることについて、議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、令和4年度伊那市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月25日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和 4 年度伊那市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定
について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 4 年度伊那市下水道事業会計未処分利益剰余金 212,186,425 円を減債積立金に積み立てることについて、議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 4 年度伊那市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 25 日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和 4 年度伊那市自動車運送事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 4 年度伊那市自動車運送事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 5 年度伊那市一般会計第 5 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 5 年度伊那市一般会計第 5 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 8 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 5 年度伊那市国民健康保険特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 5 年度伊那市国民健康保険特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 8 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 5 年度伊那市介護保険特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 5 年度伊那市介護保険特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 8 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 5 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 3 回補正予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 5 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 3 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 8 月 2 5 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 5 年度伊那市北原財産区特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 5 年度伊那市北原財産区特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 8 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝